

見 積 書 提出期限		令和7年9月1日		午後 3時		071059		様式2 (表)		収入印紙 契約の相手方 となった者は 貼付を要する																																																	
事業請負見積書 令和 年 月 日 大阪市 契約担当者 大阪市東住吉区長 様 住所又は事業所所在地 商 号 又 は 名 称 氏名又は代表者氏名 印 下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。 なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。 <table><tr><td>見積金額</td><td></td><td></td><td></td><td>百万</td><td></td><td></td><td></td><td>千</td><td></td><td></td><td>円</td></tr><tr><td>契約金額</td><td></td><td></td><td></td><td>百万</td><td></td><td></td><td></td><td>千</td><td></td><td></td><td>円</td></tr><tr><td colspan="12">☐ 課税事業者 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円</td></tr><tr><td colspan="12">☐ 免税事業者</td></tr></table> 契約金額は、見積金額に当該金額の100分の10を上積みした額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）です。 なお、契約相手方となった場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがあります。 記												見積金額				百万				千			円	契約金額				百万				千			円	☐ 課税事業者 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円												☐ 免税事業者											
見積金額				百万				千			円																																																
契約金額				百万				千			円																																																
☐ 課税事業者 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円																																																											
☐ 免税事業者																																																											
事 業 名 称		令和7年度 骨密度測定業務委託																																																									
履 行 期 限		令和8年2月27日				履 行 場 所		本市指定場所																																																			
履 行 方 法		別紙仕様書のとおり				そ の 他																																																					
明 細 書	名 称				形 状・寸 法・摘 要				数 量																																																		
	別紙のとおり																																																										
(見積条項) 裏面のとおり																																																											
本書のとおり契約を締結する。 1 契約方法 随意契約 地方自治法施行令 第167条の2第1項第 号 2 契約保証金 ☐ 契約金額の5/100以上 (金 円) ☐ 履行保証保険 ☐ 免除						支 出 科 目	年度		会計																																																		
							款																																																				
							項																																																				
							目																																																				
							節																																																				
						細節																																																					
用途						起案 令和 . .																																																					
摘要						決裁 令和 . .																																																					
決 裁		局長		部長		課長		課長代理		係長		係員		大東住 契第 号																																													

見積条項

- 1 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
- 2 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 3 大阪市契約規則第28条第1項各号の1に該当する見積は無効とする。
- 4 合計金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 5 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

契約条項

（検査の時期）

- 1 大阪市（以下「発注者」という。）は、請負人（以下「受注者」という。）から給付の完了の通知を受けた日から工事については14日、その他の給付については10日以内に検査を行う。

（契約代金の支払い時期）

- 2 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から工事については40日、その他の給付については30日以内に契約代金を支払う。（受注者の履行遅延の場合における損害金）
- 3 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第56条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。（発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金）
- 4 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。（契約保証金の帰属等）

- 5 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。

（1）大阪市契約規則第38条の規定による。

（2）大阪市契約規則第61条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。

（契約に関する紛争の解決方法）

- 6 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪市会計規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。
なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

暴力団等の排除に関する特記事項

- 1 暴力団等の排除について

- （1）発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- （2）発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- （3）受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- （4）受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- （5）第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- （6）受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- （7）受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- （8）受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- （9）発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

- 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。

ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

1 件名

令和7年度 骨密度測定業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日

3 測定実施日程・場所

東住吉区内 6地域で実施（6回実施）

実施日時・場所等については契約締結後調整を行う。

4 委託業務の範囲

本委託において実施する業務の範囲は次のとおりとする。

測定等の具体的な実施要領については、「骨密度測定実施要領」のとおりとする。

なお、業務の流れについては、以下を参照すること。

（1）事前の調整（契約締結後、測定開始日までに実施すること）

ア 会場の視察及び調整（視察については、発注者と日程調整を行ったうえで、各会場における測定開始日までに行う）

イ 実施要領の確認（測定方法、判定方法、事後措置方法の確認等）

（2）骨密度測定に必要な物品の用意

ア 受注者は下記消耗品を測定6回分用意すること。また、下記以外の消耗品が必要な場合も受注者が準備すること。

品 名
ティッシュ
マスク
ビニール手袋
ゴミ袋
ウェットティッシュ※ノンアルコール除菌作用有
速乾性手指消毒薬 (エタノール濃度70%以上～95%以下、医療用医薬品又は第3類医薬品に限る)

イ 骨密度測定機器類（受注者が機器類一式を用意）

踵骨超音波測定法による検査を行える機器

（3）測定会場の準備及び後片付け

（4）測定の実施

（5）測定実施中の対応（受診中の体調不良、事故等）

（6）測定に関するトラブル対応（差別発言・セクシャルハラスメントも含む）

（7）障がい等のある受診者への配慮

（8）骨密度測定の結果報告書の作成及び結果報告書等の交付（測定後）

（9）発注者からの測定結果に関する問合せ対応

（10）測定結果のデータ処理及びデータ管理

測定結果のデータについては、業務完了後、速やかに発注者あてに提出すること。

※参考として、データ入力項目（別紙1）及び骨密度測定個人票（別紙2）を添付する。

(11) 測定の結果

- (12) 発注者が必要と認める要求資料の提供（外部及び内部精度管理に関する資料・測定に関する各種検査データ等）

5 事務打合せ

本委託業務を円滑に行うために、測定実施前に十分な事前打合せを行うものとする。打合せの日時、場所、回数等については、別途協議のうえ決定するが打合せの回数は概ね2回程度とする。

6 測定等スタッフの体制

- (1) 受注者は、次の業務体制を構築のうえ、業務体制に関する報告書を本業務開始前までに発注者あて提出すること。

ア 事務責任者

業務責任者の指示のもと、事務を掌握し、かつ現場責任者を指揮する者。

イ 副事務責任者

事務責任者を補佐し、事務責任者が不在となる場合、その職務を代行する者。

ウ 現場責任者

測定会場を総合に把握し、かつ調整を行い、検診に従事するスタッフを指揮監督する者。なお、現場責任者については、事務責任者又は副事務責任者が兼務することを認める。

- (2) 受注者は、本委託業務の実施にかかる測定スタッフについて、事前に、従事する全てのスタッフの氏名、性別、職種、経歴に関する報告書（任意様式）を提出すること。

- (3) 受注者は、本委託業務の実施にあたり、医師法・医療法等の関係法令を遵守し、業務が円滑に行われるよう、現場責任者の指揮監督に従い現場を担当する者の配置を行うこと。スタッフについては「測定スタッフ体制（別紙3）」を目安として体制を組むこと。

- (4) 発注者は、事務責任者等が著しく不適正と判断される場合には、協議のうえ受注者に対し、その者の変更を求めることができるものとする。

- (5) 従事者は、測定現場においては受注者が準備した受注者名及び氏名を記載した名札を着用すること。なお、氏名にはふりがなを記載すること。

7 委託料の請求方法

委託料の請求は業務完了届を提出後、発注者の検査確認が終了次第請求できるものとする。

請求については、別途提示する請求書に基づき請求すること。

8 台風の接近等による中止や延期

大阪管区気象台が大阪市内に「暴風警報」「特別警報」を発表している場合は、下表のとおり取り扱うこととする。

また、受注者の過失に因らない受診日当日の機器の故障や地震等の天災により、検診が中止又は延期になった場合も同様の扱いとする。

午前7時時点で暴風警報又は特別警報あり	午前の測定は中止又は延期
午前11時時点で暴風警報又は特別警報あり	午後の検診は中止又は延期

9 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、

合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた従事者向けの研修等を実施し、研修実施報告書（別紙４）を発注者に提出すること。

10 情報の取り扱いについて

（１）個人情報保護について

本委託業務は、個人情報を取り扱っているため、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、また、受注者の従事者にも各条項の規定を遵守させ、次に掲げる個人情報保護の措置を講じること。

- ・ 本委託業務に係る個人情報について、第三者への提供を禁止すること。
- ・ 本委託業務に関して取得し、又は作成した個人情報が記録されている文書、図面又は電磁的記録の複写及び複製を禁止すること。
- ・ 本委託業務を受託し、又は受託していた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的の利用について、禁止すること。
- ・ 必要に応じて、発注者による立ち入り検査を受けること。
- ・ 本委託業務は個人情報を取り扱っているため、関係者すべてにおいてデータ保護及び機密保護等に関して適切な措置を講じること。
- ・ 個人情報の管理方法及び管理場所等の報告をすること。
- ・ 個人情報は施錠できる管理場所で管理し関係者以外の立ち入りを禁止するとともに、人の出入りについては全て記録すること。

（２）データ等保護について

データ及び入力原票（以下、「データ等」という）及び発注者から提供された資料・貸与品等（以下、「帳票等」という）の保護措置について、個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえ、次に掲げる内容についても遵守すること。

- ・ データ等の機密保護を徹底すること。
- ・ データ等の無断使用及び第三者への提供を禁止すること。
- ・ データ等の複写及び複製を禁止すること。
- ・ 発注者から提供された貸与品により、契約目的物の作成のために受注者が保有した使用済みデータはすべて廃棄処分し、その処理結果について書面報告すること。

（貸与した記録媒体については、発注者へ返却すること）

- ・ データ等の使用作業従事者の氏名報告をすること。
- ・ 帳票等にかかるデータの機密保護を徹底すること。
- ・ 帳票等にかかるデータの無断使用及び第三者への提供を禁止すること。
- ・ 帳票等にかかるデータの複写及び複製を禁止すること。
- ・ 帳票等にかかるデータの使用作業従事者の氏名報告すること。
- ・ 事故等により業務に支障が出た場合は、直ちに発注者に連絡の上、その指示に従うこと。
- ・ 必要に応じて、発注者による立ち入り検査を受けること。
- ・ その他データ等の適宜・適切な管理に努めること。

（３）個人情報等の管理義務

- ・ 発注者から提供された貸与品及び契約目的物の作成のために受注者の保有する記録媒体上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定める

とともに、台帳等を設け管理状況を記録する等適正な管理を行うこと。

- ・ 発注者より貸与する記録媒体の受け渡しについては、その都度発注者の管理簿にサインを行うこと。更に、紛失時等の個人情報漏えい防止対策を徹底すること。
- ・ また、電子メール等でやり取りする場合は、受注者の使用するパソコンのウイルス定義を常に最新のものに更新する等、コンピューターウイルス対策を十分に講じたうえで、データファイルにパスワードを設定する等、個人情報の漏洩を防ぐ工夫を行うこと。

11 その他

- (1) 医師法・医療法等の関係法令を遵守し、必要に応じて、本市保健所に内容を確認すること。
- (2) 見積提出にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義のある場合は担当者に確認すること。
契約後における仕様書の疑義は、発注者の解釈によるものとする。
- (3) この仕様書に記載されていない事項であっても、発注者と協議のうえ必要と認められる作業については適正に実施すること。また、記載外の事項で問題が生じた場合は、直ちに発注者と協議すること。
- (4) 業務実施にあたり事故等が発生した場合は、速やかに発注者に状況を報告するとともに適宜必要と考えられる措置を行うこと。
- (5) 別添の特記仕様書を遵守すること。
- (6) COVID-19等の感染症対策について、発注者の指示があった場合については、発注者の定める方法に従って実施すること。
- (7) 発注者に提出するデータは、エクセルまたはワード等の加工できるデータで提出すること。

【発注者連絡先】

〒546-8501

大阪市東住吉区東田辺 1-13-4

東住吉区役所保健福祉課保健担当 電話：06-4399-9882

骨密度測定実施要領

1 実施時間・場所

契約締結後日程調整を行う

2 受診予定者数（定員）

20～30 名程度

3 測定会場の環境整備について

（１）使用する机・椅子・パーテーション・テント等及び運搬にかかる車両については受注者が用意する。ただし、使用する測定場所にて無償で貸与を受けられる場合は、この限りではない。

（２）受診者のプライバシー等は十分配慮すること。

（３）測定会場の準備、後片付けは受注者が行うこと。受注者の現場責任者は、発注者と事前に打合せのうえ、測定会場での指示監督を行うこと。

準備については測定の実施に支障がでないよう、速やかに実施すること。また測定実施中は受診者が密とならないよう会場整理を行うこと。

後片付けについても、その後の他事業等による会場使用に支障が出ないよう、速やかに実施すること。

（４）受診者が触れる箇所を定期的にアルコール消毒液により清拭し、環境衛生に努めること。

4 結果報告書の作成

結果報告書

受注者は測定結果を受診者に通知するための結果報告書を作成すること。様式は別途、発注者が提供するデータに基づき、作成するものとし、必要があれば随時修正を行うこと。

また、各判定ごとに別途提供するデータ（参考 別紙５）に基づき、「判定メッセージ」「判定領域」のコメントを記入すること。

5 測定対象者

概ね 75 歳以上の市民

6 事業内容

（１）測定のおおまかな流れ

〈骨密度測定〉
① 受付
② 骨密度測定・結果通知
③ 測定終了

（２）測定実施の各項目の内容

① 事前に記入した個人票をもとに受付を行う。

② 骨密度測定・結果通知

・踵骨超音波測定法（QUS 法）によるものとし、踵骨に超音波を透過し、超音波伝播速度（SOS）・透過指標（TI）を計測し、SOS と TI 値から算出した音響的骨評価値（OSI）を求め、骨量値とする。

- ・測定担当者は、測定及び測定結果の出力を行い受診者に交付する。

また、測定結果については、後日受診者より再交付を求められる場合がある。その際は受注者側で対応を行うこと。

※ 測定結果、結果通知データ記録は少なくとも5年間は保存する。

(3) 測定終了後の確認作業について

受注者は測定終了後3開庁日以内に、「骨密度測定実施報告書（日報）（別紙6）」、「骨密度測定結果一覧（別紙7）」を発注者に提出すること。

(4) 個人票の提出について

受注者は、測定終了後4開庁日以内に、個人票を発注者に提出する。発注者から測定結果報告書の再交付の指示があった場合は再交付する。なお、再交付にかかる費用は受注者が負担すること。

(5) 業務完了後の報告について

業務完了後、速やかに「骨密度測定実施報告書（完了届）（別紙8）」を発注者に提出すること。

【データ入力項目（骨密度測定）】

		最小値	最大値	ブランク許可	自由記載
1	整理番号	—	—	○	
2	地域コード	1	14	×	
3	事業名	—	—	×	
4	測定日	—	—	×	
5	カナ氏名	—	—	—	
6	漢字氏名	—	—	×	
7	生年月日	—	—	×	
8	年齢	—	—	×	
9	性別	1	2	×	
10	郵便番号	—	—	—	
11	住所	—	—	○	
11	方所	—	—	×	
12	電話番号	—	—	○	
13	身長	100	250	○	
14	体重	20	250	○	
15	治療	1	2	○	
16	骨折経験	1	2	○	
17	両親の太もも骨折	1	2	○	
18	喫煙	1	2	○	
19	ステロイド	1	2	○	
20	関節リウマチ	1	2	○	
21	糖尿病など	1	2	○	
22	飲酒	1	2	○	
23－1	カルシウム	1		○	
23－2	バランスのよい食事	1		○	
23－3	運動をする	1		○	()
23－4	日光にあたる	1		○	
23－5	その他	1		○	()
23－6	とくになし	1		○	
24	フレイル	1	4	×	
25	骨粗しょう症性骨折	—	—	×	
26	大腿骨近位部骨折	—	—	×	

【地域

2

】【事業名

3

】

測定日 令和

年

月

日

4

(フリガナ)

5

氏名

6

生年月日

7

.

.

(

8

才)

9

男・女

住所 〒

10

電話番号

12

11

身長

13

cm

体重

14

kg

次の質問事項に☑または()内に記入してください。

現在、医師から骨粗しょう症の治療を受けていますか？ もしくは過去に骨粗しょう症の治療を受けていましたか？

☐はい ☐いいえ

15

これまでに骨粗しょう症が原因と言われた骨折を起こしたことがありますか？

☐ある ☐ない

16

ご両親のいずれかが、太ももの付け根の骨折を起こしたことがありますか？

☐ある ☐ない

17

現在、喫煙の習慣はありますか？

☐ある ☐ない

18

ステロイド薬の内服をしていますか、あるいは過去に3か月以上内服をしたことがありますか？

☐はい ☐いいえ

19

関節リウマチと診断された事がありますか

☐ある ☐ない

1 型糖尿病、45 歳未満の閉経、慢性肝疾患のいずれかがありますか？

☐ある ☐ない

アルコールを1日平均30g 以上飲みますか。
(1日平均30g 未満の場合は「いいえ」を選択)

☐はい ☐いいえ

(アルコール 30g の例)

ビール中瓶 1.5 本 約 750ml、日本酒 1.5 合約 270ml

焼酎コップ1杯 約 165ml、ウイスキーダブル 1.5 杯 約 90ml

ワイングラス2杯 約 270ml、缶チューハイ 約 780ml

骨折・転倒予防で気をつけている事は何ですか？(複数回答可)

☐カルシウムをとる ☐バランスのよい食事 ☐運動をする(内容：)

☐日光にあたる ☐その他(内容：) ☐特になし

あなたは「フレイル」という言葉を知っていますか

☐よく知っている ☐少し知っている ☐聞いたことがある ☐知らない

質問は以上です。ご記入ありがとうございました。

.....
【以下、保健福祉センター記入欄】

FRAX

主要な骨粗しょう症性骨折 %

大腿骨近位部骨折 %

骨密度測定スタッフ体制

(次に示すものは参考であり、実施状況によって弾力的に調整可)

項目	人数	備考
受付	1人	
骨密度測定・結果交付	1人	骨密度測定に熟練した医療スタッフ (検査技師等検査機器を扱える職種の者)

(別紙4)

令和7年度 障がいを理由とする差別の解消の推進
のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

1 事業者名等

事業者名			
担当者名			
連絡先			

2 研修内容

月 日	講師・研修方法等	時間 (分)	対象 (受講人数)

骨密度測定結果通知 判定コメント（女性）

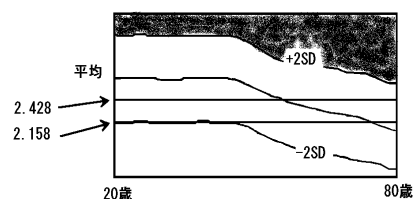
メッセージ番号 1

判定条件：Zスコア 2SD 以上、かつ評価値 2.428 以上

判定メッセージ：あなたの骨密度は同年齢の平均より、「高い」です。

これからもバランスの良い食事や適度な運動を心がけ、年齢とともに骨量が減少するのを最小限にとどめましょう。

判定領域：



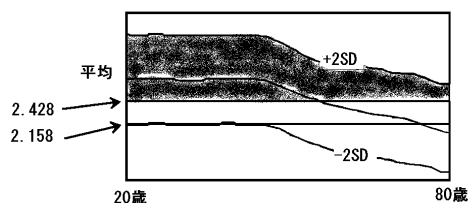
メッセージ番号 2

判定条件：Zスコア -2SD 以上 2SD 未満、かつ評価値 2.428 以上

判定メッセージ：あなたの骨密度は同年齢の「平均」です。

これからもバランスの良い食事や適度な運動を心がけ、年齢とともに骨量が減少するのを最小限にとどめましょう。

判定領域：



メッセージ番号 3

判定条件：Zスコア -2SD 以上 2SD 未満、かつ評価値 2.158 以上 2.428 未満 44 歳以下

判定メッセージ：あなたの骨密度は同年齢より「低め」です。

積極的にバランスの良い食事・適度な運動を心がけ、骨量が減少するのを最小限にとどめましょう。

メッセージ番号 4

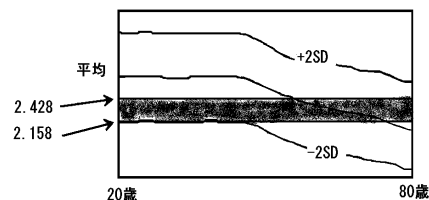
判定条件：Zスコア -2SD 以上 2SD 未満、かつ評価値 2.158 以上 2.428 未満 45 歳以上

判定メッセージ：あなたの骨密度は同年齢の平均ですが、理想的な骨密度と比べ、「低め」です。

積極的にバランスの良い食事・適度な運動を心がけ、骨量が減少するのを最小限にとどめましょう。

保健福祉センターでは骨粗しょう症検診を実施しています。今後は、年1回定期的に検診をお受けください。

判定領域：

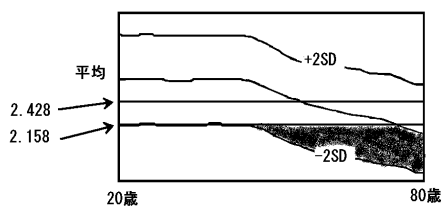


メッセージ番号 5

判定条件：Zスコア-2SD以上2SD未満、かつ評価値2.158未満

判定メッセージ：あなたの骨密度（音響的骨評価）は、理想的な骨密度と比べ、「かなり低い」です。

判定領域：



メッセージ番号 6

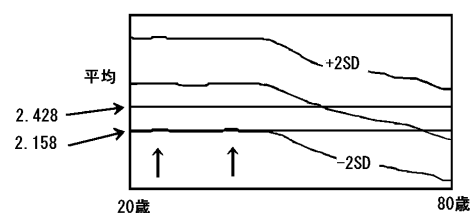
判定条件：Zスコア-2SD未満、かつ評価値2.158以上2.428未満

判定メッセージ：あなたの骨密度（音響的骨評価）は、同年齢の平均より低いです。

積極的にバランスの良い食事・適度な運動を心がけ、骨量が減少するのを最小限にとどめましょう。

保健福祉センターでは骨粗しょう症検診を実施しています。今後は、年1回定期的に検診をお受けください。

判定領域：

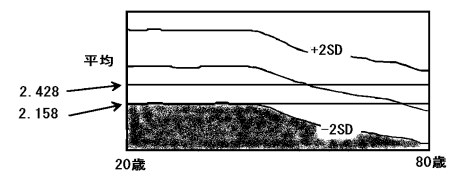


メッセージ番号 7

判定条件：Zスコア-2SD未満、かつ評価値2.158未満

判定メッセージ：あなたの骨密度（音響的骨評価）は、「医療機関へ受診が必要」です。理想的骨密度に比べ、かなり低く、同年齢の平均よりも低いです。

判定領域：



音響的骨評価値OSIの年齢別標準値早見表(女性)

年齢 (歳)	標準値 OSI($\times 10^6$)	標準値 +2SD	標準値 -2SD	年齢 (歳)	標準値 OSI($\times 10^6$)	標準値 +2SD	標準値 -2SD
20	2.7094	3.2373	2.1815	50	2.5754	3.1033	2.0475
21	2.6984	3.2263	2.1705	51	2.5412	3.0691	2.0133
22	2.6938	3.2217	2.1659	52	2.5074	3.0353	1.9795
23	2.6952	3.2231	2.1673	53	2.4764	3.0043	1.9485
24	2.6992	3.2271	2.1713	54	2.4478	2.9757	1.9199
25	2.7050	3.2329	2.1771	55	2.4254	2.9533	1.8975
26	2.7050	3.2329	2.1771	56	2.4054	2.9333	1.8775
27	2.7012	3.2291	2.1733	57	2.3872	2.9151	1.8593
28	2.6940	3.2219	2.1661	58	2.3698	2.8977	1.8419
29	2.6908	3.2187	2.1629	59	2.3546	2.8825	1.8267
30	2.6884	3.2163	2.1605	60	2.3400	2.8679	1.8121
31	2.6866	3.2145	2.1587	61	2.3266	2.8545	1.7987
32	2.6860	3.2139	2.1581	62	2.3144	2.8423	1.7865
33	2.6860	3.2139	2.1581	63	2.3030	2.8309	1.7751
34	2.6902	3.2181	2.1623	64	2.2932	2.8211	1.7653
35	2.6926	3.2205	2.1647	65	2.2832	2.8111	1.7553
36	2.6980	3.2259	2.1701	66	2.2758	2.8037	1.7479
37	2.6990	3.2269	2.1711	67	1.1638	2.7917	1.7359
38	2.7022	3.2301	2.1743	68	2.2512	2.7791	1.7233
39	2.7014	3.2293	2.1735	69	2.2368	2.7647	1.7089
40	2.7018	3.2297	2.1739	70	2.2262	2.7541	1.6983
41	2.6980	3.2259	2.1701	71	2.2160	2.7439	1.6881
42	2.6976	3.2255	2.1697	72	2.2082	2.7361	1.6803
43	2.6956	3.2235	2.1677	73	2.2024	2.7303	1.6745
44	2.6934	3.2213	2.1655	74	2.1928	2.7207	1.6649
45	2.6860	3.2139	2.1581	75	2.1754	2.7033	1.6475
46	2.6764	3.2043	2.1485	76	2.1498	2.6777	1.6219
47	2.6604	3.1883	2.1325	77	2.1260	2.6539	1.5981
48	2.6382	3.1661	2.1103	78	2.1058	2.6337	1.5779
49	2.6086	3.1365	2.0807	79	2.0970	2.6249	1.5691
				80	2.0888	2.6167	1.5609

※ 18歳、19歳の標準値は、20歳の標準値を使用。
81歳以上の標準値は、80歳の標準値を使用。

女性の若年成人(20～44歳)の平均値 : 2. 698

骨密度測定結果通知 判定コメント（男性）

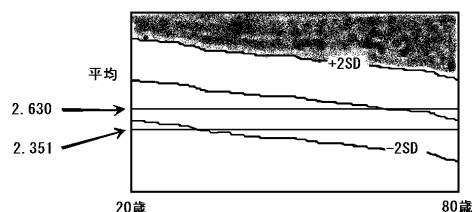
メッセージ番号 8

判定条件：Zスコア2SD以上、かつ評価値2.630以上

判定メッセージ：あなたの骨密度は同年齢の平均より、「高い」です。

これからもバランスの良い食事や適度な運動を心がけ、年齢とともに骨量が減少するのを最小限にとどめましょう。

判定領域：



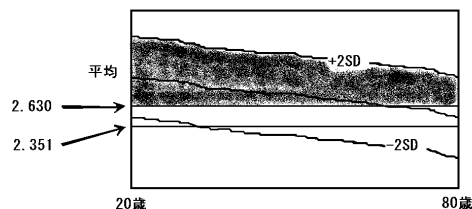
メッセージ番号 9

判定条件：Zスコア-2SD以上2SD未満、かつ評価値2.630以上

判定メッセージ：あなたの骨密度は同年齢の「平均」です。

これからもバランスの良い食事や適度な運動を心がけ、年齢とともに骨量が減少するのを最小限にとどめましょう。

判定領域：



メッセージ番号 10

判定条件：Zスコア-2SD以上2SD未満、かつ評価値2.351以上2.630未満34歳以下

判定メッセージ：あなたの骨密度は同年齢より「低め」です。

積極的にバランスの良い食事・適度な運動を心がけ、骨量が減少するのを最小限にとどめましょう。

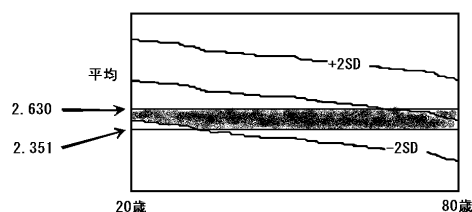
メッセージ番号 11

判定条件：Zスコア－2SD以上2SD未満、かつ評価値2.351以上2.630未満35歳以上

判定メッセージ：あなたの骨密度は同年齢の平均ですが、理想的な骨密度と比べ、「低め」です。積極的にバランスの良い食事・適度な運動を心がけ、骨量が減少するのを最小限にとどめましょう。

保健福祉センターでは骨粗しょう症検診を実施しています。今後は、年1回定期的に検診をお受けください。

判定領域：

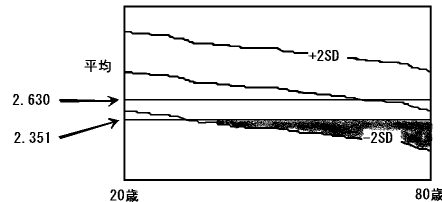


メッセージ番号 12

判定条件：Zスコア－2SD以上2SD未満、かつ評価値2.351未満

判定メッセージ：あなたの骨密度（音響的骨評価）は、理想的な骨密度と比べ、「かなり低い」です。

判定領域：



メッセージ番号 13

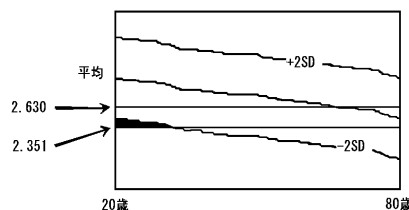
判定条件：Zスコア－2SD未満、かつ評価値2.351以上2.630未満

判定メッセージ：あなたの骨密度（音響的骨評価）は、同年齢の平均より「低い」です。

積極的にバランスの良い食事・適度な運動を心がけ、骨量が減少するのを最小限にとどめましょう。

保健福祉センターでは骨粗しょう症検診を実施しています。今後は、年1回定期的に検診をお受けください。

判定領域：

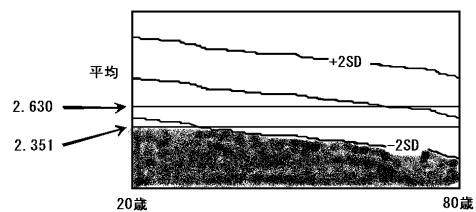


メッセージ番号 14

判定条件：Zスコア-2SD未満、かつ評価値2.351未満

判定メッセージ：あなたの骨密度（音響的骨評価）は、「医療機関へ受診が必要」です。理想的な骨密度に比べ、かなり低く、同年齢の平均よりも低いです。

判定領域：



音響的骨評価値OSIの年齢別標準値早見表(男性)

年齢 (歳)	標準値 OSI($\times 10^6$)	標準値 +2SD	標準値 -2SD	年齢 (歳)	標準値 OSI($\times 10^6$)	標準値 +2SD	標準値 -2SD
20	3.0586	3.6331	2.4842	50	2.8028	3.3772	2.2284
21	3.0449	3.6193	2.4704	51	2.7872	3.3616	2.2127
22	3.0356	3.6100	2.4612	52	2.7723	3.3467	2.1979
23	3.0318	3.6063	2.4574	53	2.7586	3.3330	2.1842
24	3.0261	3.6006	2.4517	54	2.7479	3.3223	2.1735
25	3.0157	3.5901	2.4413	55	2.7411	3.3156	2.1667
26	3.0090	3.5834	2.4345	56	2.7392	3.3136	2.1647
27	3.0068	3.5812	2.4324	57	2.7363	3.3107	2.1618
28	2.9988	3.5732	2.4243	58	2.7292	3.3037	2.1548
29	2.9862	3.5606	2.4118	59	2.7192	3.2936	2.1448
30	2.9731	3.5475	2.3987	60	2.7081	3.2826	2.1337
31	2.9527	3.5271	2.3783	61	2.6962	3.2707	2.1218
32	2.9292	3.5036	2.3548	62	2.6865	3.2609	2.1121
33	2.9074	3.4818	2.3330	63	2.6791	3.2536	2.1047
34	2.8939	3.4683	2.3194	64	2.6732	3.2476	2.0987
35	2.8838	3.4582	2.3093	65	2.6635	3.2379	2.0890
36	2.8777	3.4521	2.3033	66	2.6513	3.2257	2.0769
37	2.8747	3.4492	2.3003	67	2.6382	3.2126	2.0638
38	2.8694	3.4438	2.2950	68	2.6238	3.1982	2.0494
39	2.8641	3.4385	2.2896	69	2.6145	3.1890	2.0401
40	2.8553	3.4297	2.2809	70	2.6080	3.1825	2.0336
41	2.8476	3.4220	2.2732	71	2.6082	3.1826	2.0337
42	2.8370	3.4114	2.2626	72	2.6034	3.1779	2.0290
43	2.8258	3.4002	2.2514	73	2.5996	3.1740	2.0252
44	2.8180	3.3924	2.2436	74	2.5890	3.1634	2.0146
45	2.8148	3.3892	2.2404	75	2.5702	3.1446	1.9958
46	2.8157	3.3901	2.2412	76	2.5389	3.1133	1.9645
47	2.8158	3.3902	2.2414	77	2.5157	3.0901	1.9413
48	2.8164	3.3909	2.2420	78	2.4973	3.0717	1.9229
49	2.8123	3.3867	2.2379	79	2.4893	3.0638	1.9149
				80	2.4829	3.0573	1.9085

※ 18歳、19歳の標準値は、20歳の標準値を使用。
81歳以上の標準値は、80歳の標準値を使用。

男性の若年成人(20～44歳)の平均値 : 2.910

骨密度測定実施報告書（日報）

1.測定日時・会場

測定日	測定会場	測定者数
		名

2.測定従事者

職種	人数
看護師	人
検査技師	人
その他	人

特記事項

--

骨密度測定 結果一覧

作成日：令和 年 月 日(曜日)

測定実施日：令和 年 月 日(曜日) 実施会場：

	受付番号	漢字氏名	カナ氏名	性別	生年月日	OSI
1					年 月 日	
2					年 月 日	
3					年 月 日	
4					年 月 日	
5					年 月 日	
6					年 月 日	
7					年 月 日	
8					年 月 日	
9					年 月 日	
10					年 月 日	
11					年 月 日	
12					年 月 日	
13					年 月 日	
14					年 月 日	
15					年 月 日	
16					年 月 日	
17					年 月 日	
18					年 月 日	
19					年 月 日	
20					年 月 日	
21					年 月 日	
22					年 月 日	
23					年 月 日	
24					年 月 日	
25					年 月 日	
26					年 月 日	
27					年 月 日	
28					年 月 日	
29					年 月 日	
30					年 月 日	
31					年 月 日	
32					年 月 日	
33					年 月 日	
34					年 月 日	
35					年 月 日	

骨密度測定実施報告書
(令和 年 月実施分 完了届)
令和 年 月 日

令和 年 月 骨密度測定につきまして、下記日程表の通り履行いたしましたので、報告いたします。

	実施日	曜日	時間帯	測定会場	測定者数
1					
2					
3					
4					
5					
6					

測定結果データ処理完了日(月 日)

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の東住吉区役所総務課（連絡先：０６－４３９９－９６２５）に報告しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（東住吉区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（東住吉区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

個人情報等の保護に関する特記仕様書

(個人情報等の保護に関する受注者の責務)

- 第1条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）、大阪市特定個人情報保護条例（令和5年大阪市条例第6号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報等の管理義務)

- 第2条 受注者は、発注者から提供された資料、貸与品等及び業務を行う上で得られた受注者の保有する記録媒体（光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。）上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録する等適正に管理しなければならない。
- 2 受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を文書により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。
- 4 受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第1項の管理記録を発注者に提出しなければならない。
- 5 第1項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで業務を中止させることができる。

(目的外使用の禁止)

- 第3条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(外部持出しの禁止)

第4条 受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出してはならない。

(複写複製の禁止)

第5条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より文書による同意を得た場合はこの限りでない。

2 前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第7条を準用する。

(個人情報等の保護状況に関する検査の実施)

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。

2 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。

3 第1項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、業務を中止させることができる。

(個人情報の安全管理義務違反に対する措置等)

第7条 発注者は、受注者がこの契約に基づく業務に関し、個人情報保護法第66条第2項において準用する同条第1項の規定に違反しているとき、又はこの契約に基づく受注者の業務に従事している者が同法第67条に違反していると認めるときは、受注者に対して、行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。

2 発注者は、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 骨密度測定業務
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。